公益社団法人日本口腔インプラント学会 症例レジストリ管理委員会規程

令和3年5月23日 制 定 令和5年6月 3日 最終改正

(設 置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下「学会」という。)は、次条に定める目的の下に、インプラント治療に関連した症例レジストリ(以下「レジストリ」という。)を構築し、その管理を行う症例レジストリ管理委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 学会におけるレジストリの構築は、歯科インプラント及び関連する歯科医療機器・材料の適 正な使用と、それによるインプラント治療の安全性の確保を目的とする。

(組 織)

- 第3条 学会にレジストリ管理責任者を置き、学会理事長が務めるものとする。
- 2 本委員会は、委員長、副委員長2名及び原則として委員6名以内をもって組織する。
- 3 委員長は、学会医療安全委員会委員長とし、副委員長は、理事会において正会員から選任し、理 事長が委嘱する。
- 4 委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5 委員長は、委員の中から次の各号に定める管理・運営に必要な業務の責任者(以下「業務責任者」 という。)を任命する。
 - (1) データマネジメント
 - (2) 統計解析
 - (3) 品質管理
 - (4) 品質保証
 - (5) 教育訓練
 - (6) 記録保管
 - (7) 事業運営
 - (8) 手順書の作成、改訂、及び廃止

(職 務)

- 第4条 委員長は、会務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
- 3 委員は、第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

(任期)

第5条 副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。
- 3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担 当者が出席することができる。

(審議事項)

- 第7条 本委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 各業務責任者からの管理業務に関する報告
 - (2) レジストリの運営管理に係る本委員会委員からの報告((1)を除く)
 - (3)報告に係る検討、討議
 - (4) 運営管理方針の提案
 - (5)委員長の決議・承認
 - (6) 事務局からの連絡
 - (7)業務責任者(第3条第5項に掲げるものを除く)の設置
 - (8) レジストリ管理業務手順の制定及び改廃に関わること
 - (9) 本委員会規程の改定案に関すること
 - (10) レジストリ管理業務の外部委託に関すること
 - (11) レジストリデータの利活用に関すること
 - (12) その他レジストリの運営管理に関すること

(業務)

- 第8条 本委員会は、次の業務を行う。
 - (1)システムの日常的な維持管理、登録されたデータの保管、維持管理及び品質保証の業務
 - (2) 登録されたデータの統計解析業務を担当
 - (3) データベースの開発・更新業務を担当
- 2 本規程に基づく各業務の運用については、別に定める各手順書によるものとする。
- 3 前項に定めるほか、レジストリの運営・管理の実施に関し必要な事項は、本委員会において内規 を定めることができる。

(細 則)

第9条 この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て 別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1. この規程は、令和3年5月23日に成立し、同日より施行する。
- 2. この規程は、令和5年3月19日に改正し、同日より施行する。
- 3. この規程は、令和5年6月3日に改正し、同日より施行する。